

最終更新日：2015年6月10日

株式会社システムインテグレータ

代表取締役 梅田 弘之

問合せ先：048-600-3880

証券コード：3826

http://www.sint.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えております。健全な企業体質こそが企業を発展・成長させるという方針のもと、ガバナンス体制の強化及び充実を経営上の重要な課題の一つと位置付けております。また、経営の透明性を高めていくことがコンプライアンスの実現に欠かせないと考えております。今後も情報開示の姿勢を堅持し、株主をはじめとする利害関係者の方々に対して、迅速かつ適切な情報開示を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
碓井 満	1,179,600	21.29
梅田 弘之	1,076,000	19.42
梅田 和江	542,000	9.78
システムインテグレータ従業員持株会	200,500	3.61
小鹿 恭裕	120,000	2.16
引屋敷 智	120,000	2.16
清水 政彦	75,000	1.35
野村證券株式会社	55,500	1.00
株式会社SBI証券	47,000	0.84
株式会社ヴィンクス	37,600	0.67

支配株主（親会社を除く）の有無	----
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

//経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人より監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに、問題点や課題についての意見交換を行っております。
また、監査役は内部監査担当より内部監査の実施状況について報告を受けるなど頻繁に情報交換、意見交換を行い、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 忍	他の会社の出身者													
藤村 明彦	他の会社の出身者													
眞田 宗興	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 忍	○	----	上場会社での常勤監査役の経験があり、過去及び現在においても一般株主と利益相反するおそれのない独立性を有しており、監査機能強化のために適任と判断し、選任しております。
藤村 明彦		----	他社での常勤監査役の経験があり、監査機能強化のために適任と判断し、選任しております。
眞田 宗興	○	----	上場会社での常勤監査役の経験があり、過去及び現在においても一般株主と利益相反するおそれのない独立性を有しており、監査機能強化のために適任と判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	実施していない
---------------------------	----	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

現在の経営状況などから必要ないものと考えており、インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

第20期事業年度において、取締役及び監査役に対する報酬総額は以下のとおりであります。
取締役を支払った報酬 85,052 千円
監査役を支払った報酬 12,000 千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては管理部がサポートしております。毎月開催の取締役会では、事前に議案の通知や資料の配布を行っております。その他、必要に応じて決裁書類等の提出を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行について
取締役会は5名で構成されており、毎月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では監査役出席の下、経営全般及び業績の進捗状況の報告、会社の重要事項について意思決定を行っております。
この他に取締役及び監査役並びに各部門の責任者が出席する「経営会議」を月1回開催し、経営方針の伝達、利益計画及び各案件の進捗状況の報告を受けております。
また、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）で監査役会を構成しております。

2. 監査役監査及び内部監査の状況

当社の監査役は、全員が社外監査役です。各監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、会社の重要な意思決定の過程を監視し、取締役の職務執行の適法性を監査することに加え、客観的な視点で経営の妥当性、効率性及び公正性に関する助言や提言を行っております。また、取締役の業務執行および各部門の業務遂行につき監査を行っております。

監査役は、内部監査担当及び監査法人と緊密な連携を保つため、積極的に情報交換を行い監査の有効性、効率性を高めております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当 2 名が、各部門の業務遂行状況について監査を行っており、監査結果を社長に対して報告しております。

3. 会計監査

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法第193条の2 第 1 項の規定に基づき財務諸表監査を受けております。

指定有限責任社員業務執行社員 海野 隆善

指定有限責任社員業務執行社員 飯塚 正貴

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会における意思決定および業務執行を行いながら、社外監査役を含めた監査役会、内部監査担当、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	1. 株主総会招集通知は、招集通知の発送日から当社ホームページ上に掲載しております。 2. より多くの株主が参加しやすいよう株主総会の開催日時を平日18時30分からとしております。 3. 株主総会に出席できない株主のために株主総会の模様をインターネットで中継配信しております。 4. 株主総会の決議通知は、株主総会の翌日に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーをホームページにて開示しております。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表後に個人投資家向けの会社説明会を予定しております。 あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算に関する説明会を実施しております。 あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにて、適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等の掲載、株式情報、IRスケジュールなど投資家向けIR情報の専用ページに掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署 管理本部管理部経理・財務・企画グループ IR 担当役員 取締役管理本部長 山田ひろみ
その他	経営者自らが、経営に対する考えや事業におけるトピックなどを執筆したメールマガジンを、購読を希望する投資家等に対して毎月配信しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	システムインテグレータ行動指針において、全社員が相互尊重の精神をもち、一流の技術者と して、お客様、取引先、株主、社員等のステークホルダーに対して、常に高い倫理観をもって行動すべきことを定めております。
その他	システムインテグレータでは、創業以来、社員が長く勤務できる企業であるために、出産、育児、介護等の制度を充実させてまいりました。満3歳までの育児休業制度は2007年から採用しており、時短勤務、在宅勤務などライフステージに合わせて社員が自由に選択できるようにしております。2009年に第3回「埼玉県あったか子育て企業賞」奨励賞を受賞しており、女性社員の出産・育児休暇後の復職率は100%、男性社員の育児休暇取得実績は4名となっております。 また、採用、昇進等においても性別による区分なく、実力に応じた評価制度を行っており、女性が活躍しやすい環境を整備しております。 2015年5月時点の女性比率は ・全社員 15% ・取締役5名のうち1名 20% ・管理職（部長、マネージャー職） 0% ・専門職（エキスパート、スペシャリスト） 6% ・リーダー職 5% ・育児休暇取得後の復職率 100% 今後は、女性管理職の育成に積極的に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営の健全化のためには、内部統制が有効に機能する必要があります。そのためには、取締役個々のコンプライアンス重視の意識・姿勢が必要不可欠です。さらに会社が長期にわたって健全に成長するためには内部統制システムを仕組みとして持つ必要があります。コーポレート・ガバナンスが長期的に安定維持されるためには、健全な牽制機能や公正な経営監視が有効に機能していなければなりません。そのため職務分掌及び職務権限を明確にし、特定人物の独断で経営が行われないように組織相互牽制や組織内の牽制機能を活性化しております。また、経営管理上重要な情報を適宜監査役へ報告し、監査役からの指摘事項があればその内容を経営課題に掲げて迅速に取り組むようにしています。なお、内部統制は、必要に応じて見直しを行います。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1)コンプライアンスの遵守が企業活動の前提であることを認識し、「リスク管理規程」においてコンプライアンスに関する事項を定め、取締役及び

使用人の周知徹底に努める。

(2)定期的に開催する取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに各取締役は職務の執行状況について報告する。

(3)監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。

(4)代表取締役より任命された内部監査担当は使用人の職務執行の法令適合性について、関係法令に基づき定期的に全ての部門責任者にヒアリング調査をし評価する。また、「内部監査規程」に基づいて内部監査を行うことによって法令及び定款に反していないかを監査する。

(5)法令遵守上疑義のある行為は、「公益通報者保護規程」の定めに従い、管理部長又は監査役が内部通報窓口として情報を受け付け、不正行為の早期発見に努める。

(6)反社会勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求には毅然とした態度で対応する体制をとる。

(7)財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の維持、強化に向け継続的な取り組みを行っていく。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1)取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従い、保存及び管理を行う。

(2)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)情報セキュリティ委員会が中心となり、取締役及び使用人に対して、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従った情報の保存及び

管理を周知徹底することに努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1)各部門が直面する可能性のあるリスクについて「リスク管理規程」を定めており、管理部長をリスク管理責任者とし、管理部において全社リスク

を網羅的に管理する。

(2)チェックリスト等を用いて部門責任者に定期的にヒアリング調査を行うことで、潜在リスクの認識・対策検討を行う。

(3)全ての部門責任者が出席のもと月例で開催する経営会議において、経営状況の把握とリスクの認識・対策検討を行う。

(4)事業活動に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合は、当該発生事実を代表取締役へ報告するとともに、関連部門と連携して解決に向けての対応を行う。

(5)リスク管理責任者は、重要なリスクについて発生状況及び対応状況を取締役会へ報告する。

(6)プロジェクトの採算悪化が利益に大きく影響することから組織化された社内プロジェクトチームとしてPMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）

が、全社的なプロジェクト管理に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1)取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、全社的な目標を定める。

(2)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、毎月1回定時取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催

する。

(3)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「職位規程」において、それぞれの責任

と権限の所在を明確に定める。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)

(1)内部監査担当は、監査役からの求めがあった場合は監査役の補助業務を行う。

(2)代表取締役は、監査役からの求めがあった場合は、必要に応じて特定の使用人を監査役の職務補助に従事させることとし、当該使用人は、そ

の職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

(1)取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(2)監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとし、また、取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

(3)内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

(1)監査役は、定期的に取り締役とミーティングを持つほか、必要に応じて随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

(2)監査役は、内部監査担当や会計監査人とも情報交換を行い、連携のもと監査を有効に行っていくものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。また、不当要求等が生じた場合には、管理部が窓口となり、顧問弁護士や所轄警察署と連携して適切な措置を講じていきます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会で決定した決定事実、発生事実、決算情報等の重要な会社情報が発生した場合には、情報取扱責任者から当該情報について関係する役員・部署と迅速に協議した上で、適時開示規則に沿ってTDnetでの開示手続きを行い、また、当社ホームページ、報道機関への公開を実施しております。

